

## ●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年9月5日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成20年7月28日
白鳥病院	〃
がん検診センター	〃
津田診療所	〃
中央病院	平成20年8月1日
県立病院課	平成20年8月4日

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 夜間勤務手当の支給について

医師の夜間勤務手当の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。（中央病院）

###### イ 費用計上について

2月、3月分の郵便切手の費消額が、当該年度の費用に計上されていない。（中央病院）

###### ウ 小口現金について

小口現金について、その支払限度額を超えて、支出されているものがある。（中央病院）

###### エ 収入調定について

収入調定について、決裁権者の決裁を受けていないものがある。（中央病院）

###### オ 予定価格について

委託業者に係る単独随意契約（予定価格50万円超）について、予定価格を定めていないものがあるので、予定価格を定める必要がある。（中央病院）

###### カ 超過勤務手当の支給について

医師の超過勤務手当の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。（がん検診センター）

(3) 検討指示事項

ア 医師の超過勤務の管理について

医師の超過勤務の管理について、今後、勤務時間を客観的に確認する方法について検討する必要がある。(白鳥病院)

イ 入院時食事療法に係る検食について

入院時食事療法における検食について、日によって検食する人数が異なっているため、今後、検食の目的、趣旨に鑑み、合理的かつ経済的な範囲で検食を実施するよう検討する必要がある。(白鳥病院)